

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する 条例施行規則の一部を改正する規則の概要について

総務部市町村課

1. 改正の理由

「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令」の一部改正による条項ずれのため、「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則」で引用している条文について、改正を行った。

2. 改正の内容

規則別表第1第11号中「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令」の引用条文について、「第五条第十項」を、「第五条第十二項」に改めた。

3. 施行期日

令和8年9月29日